

## 健康診断を受診される皆様へ

### 残余検体を研究目的に使用させていただくことについてのお願い

この文書は、医学の進歩に向けて将来実施される研究への利用のために、健診を受診した皆様の生体試料（血液、尿）の残余分のご提供を受け、保管させていただくことをお願いするものです。

以下の点をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

1. 研究に用いる生体試料は、健診で使用した残りを使わせていただきます。
2. これらの生体試料を利用するすべての研究は、そのつど研究計画を作成し、倫理審査委員会で承認されたのちに実施されます。
3. 研究が実施される際には、利用目的および研究計画をホームページ上に公開します。
4. 共同研究機関に試料・情報を提供する場合には、対応表を提供せず、個人が特定されないように匿名化されます。個人情報（住所・氏名・生年月日など）が外部に提供されることはありません。
5. 生体試料の提供とその利用に同意されるかどうかは、あなたの自由です。また、生体試料のご提供と使用についての同意はいつでも撤回可能です。同意を撤回する際には、当センターにご連絡ください。不同意書の提出をお願いいたします。
6. 同意を撤回された場合には、保存させていただいている生体試料は適切に廃棄処理いたします。しかし、すでに分析されたデータや報告された研究結果を取り消すことはできません。
7. ご提供に同意されなくても、また同意を撤回されても、それによって受診上の不利益を受けることは一切ありません。

健診に伴い発生する検査データや試料等を生活習慣病に関する医学研究などに利用させていただくことについて、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成30年4月

公益財団法人 SBS 静岡健康増進センター 所長  
古賀 震